

平成17年1月21日
経済産業省

迷惑メール追放のための官民連携プロジェクトの推進について

～「迷惑メール追放支援プロジェクト」～

経済産業省は、インターネット社会の健全な発展を脅かす迷惑メール問題に対処するため、インターネット接続サービス事業者、携帯電話事業者等と連携して、2月上旬から「迷惑メール追放支援プロジェクト」を開始します。

1. 迷惑メールが社会問題化した平成13年以降、政府は法規制の導入等の対策に努めており、携帯電話宛の迷惑メールは顕著に減少していますが、最近では迷惑メールが不当請求の手段として用いられるようになり、これによる消費者トラブルが増加しています。
2. そこで、経済産業省は自ら収集した迷惑メールについて、特定商取引法の表示義務違反であることを認定し、インターネット接続サービス事業者（ISP）等に当該メールの情報を通知することで、ISP等が利用停止等を措置することを促進します。
（本施策は「特定電子メール法」を所管する総務省と協力して実施します。）
3. また、経済産業省は迷惑メールで紹介するWebサイトの表示が特定商取引法違反であることを認定し、ISPには当該Webサイトの情報を、金融庁には違法Webサイトに記載された振込先預金口座の情報を提供することで、これらのWebサイトの削除や振込先預金口座の停止を促進します。
4. 上記の総合的な対策を講ずることにより、迷惑メールの追放を図ります。
5. なお、消費者の皆様が迷惑メールを受信した際には、携帯電話事業者やISPに情報提供して下さい。また、（財）日本産業協会でも迷惑メールの情報提供を受け付けておりますので御協力願います。

（財）日本産業協会のURL <http://www.nissankyo.or.jp/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通グループ 消費経済政策課 十時課長補佐、荒木

電話：03-3501-1511（内線 4281～5）

03-3501-1905（直通）

「迷惑メール追放支援プロジェクト」の概要

最近では不当請求の手段として迷惑メールが利用されることによる消費者トラブルが増加しています。

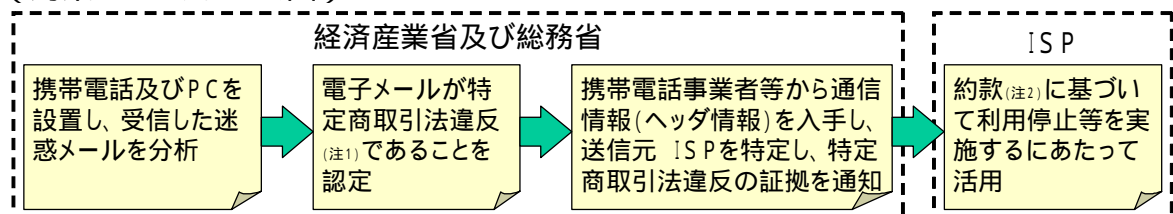
このようなトラブルを引き起こす悪質事業者が、迷惑メールを無差別かつ大量に送信し、その迷惑メールで紹介するWebサイトで不当請求を行い、自らが管理する他人名義の預金口座に被害者から振り込まれた金銭を入手して、不当に利益を得ていることを踏まえ、経済産業省は総務省と協力し、インターネット接続サービス事業者（ISP）、携帯電話会社等と連携し、各フェーズに対応した対策を講じていきます。

対策1 悪質事業者に迷惑メールを送らせない

経済産業省及び総務省は、

- ）調査用の携帯電話及びPCを自ら設置して迷惑メールを収集し、
- ）これらの電子メールが特定商取引法又は特定電子メール法の表示義務に違反していることを認定し、
- ）この情報を迷惑メールの送信に利用されたISP等に通知することで、これらのISP等が、約款に基づいて迷惑メール送信者に対して利用停止をすることなどを支援します。

(対策1のスキーム図)



(注1) 特定商取引法「第11条」等において、表題部の最前部に「未承諾広告」と表示することなどが義務づけられている。

(注2) 多くのインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)では、約款において契約者が「受信者に無断で迷惑メールを送信する行為」や「法令若しくは公序良俗に違反する行為」等を行った場合には、利用停止等の措置を取ることができることとしている。

対策2 悪質事業者に不当請求の機会を与えない

経済産業省は、

- ）調査用の携帯電話及びPCを自ら設置して迷惑メールを収集し、
- ）これらの迷惑メールで紹介するWebサイトの表示が、特定商取引法に違反する悪質な表示（＝不当請求）であることを認定し、
- ）この情報を違法Webサイトの所有者が契約しているISP等に通知することで、

これらのISP等が、約款に基づいて特定商取引法に違反するWebサイトを削除することなどを支援します。

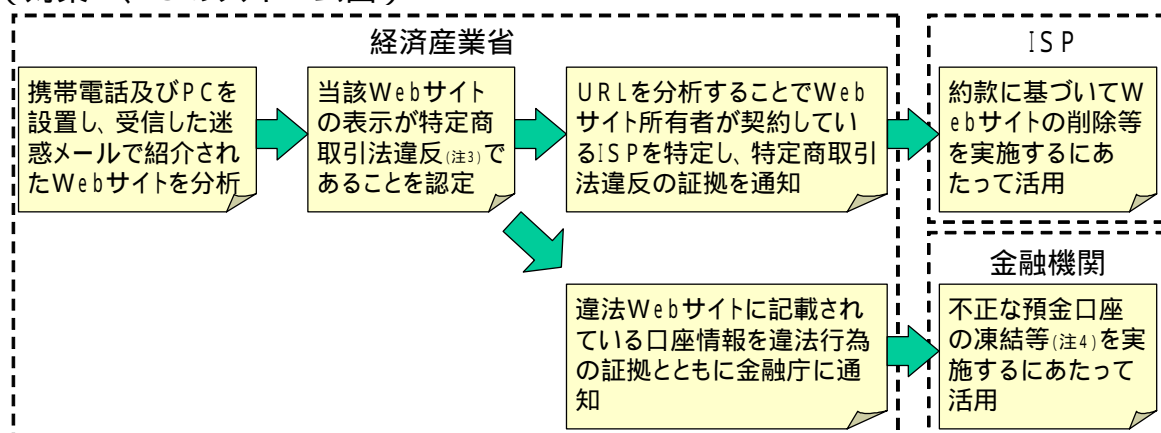
また、特に悪質な虚偽の広告表示に対しては、特定商取引法の規定に基づいて刑事罰が適用されるよう、警察庁との連携を推進します。

対策3 悪質事業者に被害者から振り込まれた金銭を引き出させない

経済産業省は、

- ）違法Webサイトに記載された振込先預金口座情報を金融庁に提供し、
- ）金融庁から連絡を受けた金融機関が、これらの預金口座について預金口座の適正管理の観点から本人確認を実施することによって、金融機関が、これらの不正預金口座を凍結することなどを促進します。

（対策2、3のスキーム図）



(注3) 特定商取引法「第12条」等で、広告における「虚偽誇大表示」を禁止(罰則担保)しているほか、「第14条」で「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」も禁止されている。

(注4) 多くの金融機関では、約款において契約者が「預金口座の譲渡」や「法令若しくは公序良俗に違反する行為への預金口座の利用」を行った場合には、預金口座の凍結等の措置を取ることができることとしている。

特定商取引に関する法律における迷惑メール規制の概要

「特定商取引に関する法律」は、通信販売や訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な広告表示等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。

「迷惑メール」や「Webサイト」は通信販売等の広告として、特定商取引法の規制が適用されます。

迷惑メール規制

件名欄への「未承諾広告」の表示義務

「相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで」広告をする場合に義務が発生(以下、も同様)

電子メール本文最前部への事業者情報の表示義務

- ・販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称
- ・広告メール受信拒否通知先の電子メールアドレス

再送信禁止義務(オプト・アウト)

広告メールの受け取りを希望しない旨の意思を表示した人に対し、販売業者等が再度広告メールを送信することを禁止

迷惑メールにも適用される通信販売規制

虚偽・誇大広告の禁止 (刑事罰の適用あり)

広告(電子メール及びリンク先Webサイト)中で、商品の性能や役務の対価などについて虚偽・誇大な広告をすることを禁止

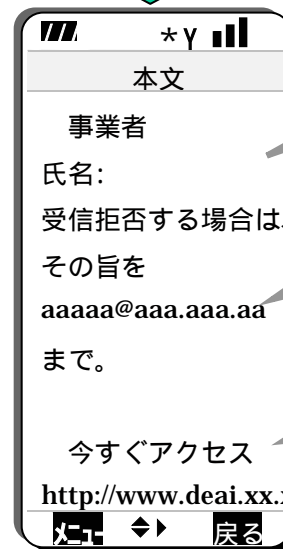
意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止

販売業者等がWebサイト上で契約の申込みを受ける場合に、「申込み」となる行為を明示しないこと等を禁止

特定商取引法に基づく表示



相手方の承諾等を得ていない広告である旨



氏名又は名称

受信拒否する旨の通知を行うための電子メールアドレス

特定商取引法に基づくその他の表示事項はリンク先への表示も可

虚偽・誇大広告の禁止などの通信販売規制の適用あり